

法制審議会民法(相続関係)部会第9回会議提出資料

可分債権の取扱い(相続預金)等に関する意見

平成28年1月19日

三井住友銀行 法務部
浅田 隆

本資料におけるご説明事項

- ① 甲案における相続開始後出金の規律のあり方※
- ② 乙案の実現可能性および仮払い制度の規律※
- ③ 対抗要件主義を預金に適用する場合の規律
- ④ 遺言執行者が債権を取立換価する権限

※ なお、1、2は、第5回会議で当職より提案した銀行界の「案1」「案2」につき、審議の展開や当局提案の変化等を踏まえ、甲案及び乙案の内容に即した形に修正したうえで再度の提案を行うものである。

1. 甲案における相続開始後出金の規律のあり方

- 銀行実務では、以下のような紛争に巻き込まれることがある。※1

前提

- 相続開始時の預金 : 60万円
- 相続人 : A・B・C(相続分各3分の1)

事案

- ① 相続開始後、被相続人と同居していたAがその事実を銀行に秘したまま※2、ATMで40万円の払い戻しを受け、残高は20万円に減少。
- ② B及びCが、自己の法定相続分であるとして20万円(相続開始時残高60万円×1/3)の支払いを銀行に請求。
- ③ 銀行は、B及びCにいくら払い戻すべきか。なお、銀行は、誰が40万円の払戻しを受けたかは分からない。

※1 公刊された類似の裁判例として、「広島地判平成21.8.7」(金判1341号38頁)、「東京地判平成21.11.15」(金法1933号32頁)などを参照。

※2 預金者死亡の事実を銀行が知らされれば出金停止措置が講じられるが、そうでない限り、キャッシュカードと暗証番号による出金は可能である。

1. 甲案における相続開始後出金の規律のあり方

- 以下の考え方があり得るが※¹、定説はなく、銀行も紛争に巻き込まれることになる(銀行実務の主流は①と思われる)。甲案の下でもこの問題は解決されていないようである。

1 請求時残高20万円 $\times 1/3 = A \cdot B \cdot C$ に6万6,666円ずつ払い戻す。※²

2 請求時残高20万円について早い者勝ちとし、先に請求した相続人に20万円全額を払い戻す。後に請求した相続人は一切払戻しを受けられない。

3 B及びCが40万円の出金者が自分でないことを証明するまで一切払い戻さない(出金された40万円のうちにB及びCの相続分が含まれている可能性を否定できないと考える)。B及びCが立証に成功したと考えられる場合は、①又は②の考え方を採って払い戻す。

※¹ 問題を単純化するため、40万円の払戻しについては民法478条により免責されると仮定し、残額を誰に払い戻すべきかという論点のみを取りあげた。

※² 出金者がAと特定できていれば20万円 $\times 1/2 = B \cdot C$ に10万円ずつ払い戻すことになる。

1. 甲案における相続開始後出金の規律のあり方

- 遺産分割調停においても、相続開始後の「勝手な」預金払戻しは関心の高い論点である。

- 遺産の範囲確定に関して1番大きな争いとなるものは、いわゆる使途不明金問題である。使途不明金問題とは、被相続人名義の預貯金が相続開始前後に払い戻されているところ、その使途が不明であるとして、当事者が別の当事者に対して様々な主張をする問題のことである…使途不明金問題は、当然に分割の対象となる財産があるわけではなく、しばしば進行遅滞の原因となるおそれのあるものであるが、当事者は、これに対する関心が強く、調停において全体の解決を望むことが多い。

(小田正二ほか「東京家庭裁判所家事第5部における遺産分割事件の運用」判例タイムズ1418号(2016年1月))

- 相続人による勝手な預貯金払戻しについては、その払戻額が「残っている」か、「使った者が自分の取得分として認めた」場合にのみ遺産分割調停・審判に取り込めるが、「使ってしまった」かつ「額や使途に争いがある」場合には「使途不明金」として、民事訴訟で解決する他ない。

(同左、資料3-1~3)

1. 甲案における相続開始後出金の規律のあり方

- 第5回会議における銀行界提案(「案2」)の内容は、次の通りであった。

- 遺産分割の成立までの間も各相続人の権利行使は妨げられないが、各相続人の請求を受けた債務者は、相続人から最初の請求を受けた時点の債務残高につき法定相続分に応じた弁済をすれば免責される。

銀行はBとCに対して請求時残高20万円 \times $1/3 = 6$ 万6,666円ずつを払い戻し、40万円の相続開始後出金については、遺産分割において清算される仕組み。これにより、2・3頁の問題は解決する。

1. 甲案における相続開始後出金の規律のあり方

- 仮に債務者の「免責」構成が困難な場合、同様の問題を解決するため、甲案に加えて以下の帰結を実現できるような規律を設けてはどうか(相続人・相続分及び金額は2頁と同じとする)。

- 相続人ABCは、相続開始の事実を債務者に告知していない限り(※1)、40万円部分について払戻しを求めることができない(※2)。この場合、40万円部分の弁済を受けた相続人は、自己の相続分を超えた部分について不当利得返還義務を負い、当該不当利得返還請求権は当然に遺産分割の対象となる。
- 相続人ABCは、相続開始の事実を債務者に告知していなくても、出金者がABC以外の者であることを立証すれば(※3)、民法478条により債務者が免責されない限り、40万円部分について払戻しを求めることができる。

※1 債務者の善意・悪意を要件とすることも考えられる。

※2 民法478条による債務者の免責の成否を問わず、相続人は払戻しを求めることはできない。

※3 相続人が出金者の立証に失敗した場合でも、甲案②に従えば、残額20万円について法定相続分で払戻しを求めることができる。

相続開始後出金のリスクは相続開始の事実を債務者に告知しなかった相続人の負担とし、遺産分割で調整を図る仕組みとする。これにより、2・3頁の問題の解決を図る。また、相続人のうち1人が相続開始後に勝手に出金した場合も結局は遺産分割においてその利得を返還せねばならないから、一部相続人による勝手な出金が減少し、公平な遺産分割が図られる可能性も高まるとも期待される。

2. 乙案の実現可能性および仮払い制度の規律

- 以下の各点に鑑みれば、乙案にも相応の合理性があるのではないか。

- 甲案では、相続人がその金銭を費消してしまえば、可分債権を調整手段に使うという立法目的が事実上果たせなくなる可能性がある。銀行実務では、「これから預金を含めた遺産分割を行いたいので、他の相続人からの払戻請求に応じないでほしい」との請求を受けることから分かるように、他の相続人による費消防止は関心が高い問題である。

- 預金を代表とする可分債権について、遺産分割を経ずに、各相続人が法定相続分で権利行使できるという意識が国民にどれほど広まっているか。遺産分割を経て具体的相続分に仕上がった適切な配分がされるよう誘導し、一方で困窮する相続人に負担をかけない仮払い制度を設けるほうが国民一般の意識に適うという考え方もあろう。

- 共同相続された投資信託受益権につき、相続開始後に元本償還金や収益分配金が発生し、それが預金に入金された場合、預金債権のうち当該部分は当然分割されなかったとした最判平成26.12.12により生じた問題を解消できる。甲案の下では、預金について銀行は分別管理を行わねば、1つの預金口座において可分部分と不可分部分が生じるので二重払いリスクを負うが、分別管理を行うことは困難である。

2. 乙案の実現可能性および仮払い制度の規律

- 乙案の下での仮払い制度についての問題点

裁判所の判断を経なければ仮払いを受けられないという相続人の負担への対処

一方、仮払い制度により保護すべき利益は主に次の2点と考えられる。

- ① 被相続人の負担に帰すべき費用の回収
- ② 被相続人に扶養されていた者の保護(生活保障)

2. 乙案の実現可能性および仮払い制度の規律

- 銀行界からの仮払い制度の提案

(資料「相続預金に関する各国法令・制度」記載のフランスの立法例も参照されたい。)

1 被相続人の負担に帰すべき費用の回収

- 裁判所への申立てを要しない定性的な要件を設定し、相続人の負担を軽減する。
- たとえば、葬儀費用、被相続人の医療費、被相続人の租税債務又は相続税の租税債務のための支払いなどが考えられる。
- 各種費用についての要件の立証方法は法定し、迅速な仮払いを可能にする。

2 被相続人に扶養されていた者の保護(生活保障)

- 裁判所への申立てを要せず、当該相続人が金融機関に対して被扶養者であることを立証して、法定の一律の金額(たとえば100万円)まで支払いを求めることができる、とすることでどうか。
- 被扶養者であることの立証方法は法定し、迅速な仮払いを可能にする。
- 相続人が複数の金融機関から各100万円の弁済を受けてしまうことも考えられるが、リスクを債務者に負わせるのは妥当ではないから、遺産分割協議で清算することにしてはどうか。
- 柔軟性を持たせるために一律の金額を法定せず、「最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額〔に●を乗じた額〕(民事再生法241条2項7号参照)」、「相続開始時に被相続人の扶養にあった者については、相続開始時の前1年分の生活費」とすることも考えられるが、柔軟な金額を設定する場合には裁判所の判断が必要になると思われる。

3. 対抗要件主義を預金債権に適用する場合の規律

- 預金債権の特殊性に鑑み、以下のような帰結が実現できる規律を置くことを提案する。

提案1

- 前提：預金は支店（勘定店）ごとに独立して管理されている（この前提は債権法改正における債権譲渡制限特約の論点でも意識され、改正法案466条の5が設けられた）。
- 相続財産に属する預金の取扱支店に対して※、法定相続分を超える権利を取得したことを通知し、別途、遺言又は遺産分割協議書等の写しを送付することにしてはどうか。（かかる要件を満たした通知がなければ、銀行は履行遅滞責任を負わない。）

※ 対象預金債権の特定について、預金差押えについての執行裁判所の運用を参考に、銀行が速やかに識別できる程度の通知とすることが考えられる。東京地方裁判所民事執行センターの運用につき「債権差押命令において預金債権を差し押さえる場合の取扱店舗の特定」金法1767号26頁を参照。

提案2

- 前提：預金債権の金額は随時変動する（この前提は債権法改正における債権譲渡制限特約の論点でも意識され、改正法案466条の5が設けられた）。
- 通知と実際の預金残高の間に齟齬があり、銀行において取得者の権利取得の範囲について確知し得ない場合、その範囲が相続人間の協議や訴訟などによって債務者に明らかにならない限りは履行遅滞責任を負わないとするか、供託を可能にするべきである。

3. 対抗要件主義を預金債権に適用する場合の規律

- 銀行実務からのその他の問題意識

① 通知人が「相続人全員」であることの立証方法

② 相続人のうち1名による通知がされる場合の、授権の立証方法

③ 通知による対抗要件具備および権利行使の立証が困難であれば、結局、銀行に承諾を求められる(銀行が遺言や遺産分割協議書の真偽を判断することになり、債務者の過誤弁済リスクは軽減されない)

④ 「相続分の譲渡」(民法905条1項)がなされた場合の対抗要件の要否

4. 遺言執行者が債権を取立換価する権限

- 部会資料9における提案内容の問題点

- 遺言において取立・換価権限が明記されていない限り、預金その他の金融資産について、遺言執行者は対抗要件具備行為しかできない。

遺贈がされた場合の遺言執行者

- 遺贈の目的が特定の物又は債権その他の財産権である場合には、受遺者が対抗要件(債務者対抗要件を含む。以下同じ。)を備えるために必要な行為をする権限を有する。

相続させる旨の遺言がされた場合における遺言執行者

- 遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産(動産、不動産、債権等)を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者はその相続人(以下「受益相続人」という)が対抗要件を備えるために必要な行為をする権限を有する。

4. 遺言執行者が債権を取立換価する権限

● 銀行実務からの問題意識

- 自筆証書遺言においては、遺言執行者の権限が定められていないことの方が多いが、一般的な遺言者は、まさに相続財産の処分と分配をしてもらうために遺言執行者を指定しているものと思われる。また、遺言執行者や受遺者にしても、遺言執行者が当然に処分権限を有するものと考えている※。

※ 日本公証人連合会から全国銀行協会連合会に対して、払戻請求に応じるよう要望書が送付されたこともある。

- 上記の事実のもと、多くの銀行では、遺言執行者の取立・換価権限が定められていなくても、預金の払戻しや金融商品の解約に応じている。銀行実務において遺言執行者が相手方となる場合、預金・投資信託受益権等は解約換価がされることがほとんどであり、受益相続人等への名義変更は少ない。

- 部会資料9の提案が実現すると、遺言執行者・相続人・銀行の全当事者において、円滑な払戻しや遺産の分配が困難になりかねない。

4. 遺言執行者が債権を取立換価する権限

- 銀行界からの提案

- 債権が特定遺贈や相続させる旨の遺言の対象となっている場合には、遺言執行者は、遺言において別段の定めがされている場合を除き、その取立ておよび換価を行う権限を有することとしてはどうか。

→部会資料9の提案の原則と例外を逆転させ、現行実務における円滑な換価分配の維持を図る。